

III 育児・介護休業等に関する労使協定

社会福祉法人つるまい福祉会(以下「法人という。」)と社会福祉法人つるまい福祉会職員代表(以下「職員代表という。」)は、法人における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申出を拒むことができる職員)

第1条 理事長は、次の職員から1歳(法定要件に該当する場合は1歳6か月又は2歳)に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用1年未満の職員
- 二 申出の日から1年(法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(介護休業の申出を拒むことができる職員)

第2条 理事長は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用1年未満の職員
- 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(子の看護休暇の申出を拒むことができる職員)

第3条 理事長は、次の職員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用6か月未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(介護休暇の申出を拒むことができる職員)

第4条 理事長は、次の職員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用6か月未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(育児・介護のための所定外労働の制限の申出を拒むことができる職員)

第5条 理事長は、次の職員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用1年未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる職員)

第6条 理事長は、次の職員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用1年未満の職員
- 二 週の所定労働日数が2日以下の職員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる職員)

第7条 理事長は、次の職員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用1年未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(従業員への通知)

第8条 理事長は、第1条、第2条及び第4条から第8条までのいずれかの規定により職員の申出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成29年12月4日から平成30年12月3日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、法人、職員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成29年12月4日

社会福祉法人つるまい福祉会

理事長

岡村 正勝



印

社会福祉法人つるまい福祉会

職員代表

打川 奈美

